



求められる節電対策と 事務所内の設定温度と照度

震災以降、この時季になると節電が話題になりますが、2013年度については、安定供給に最低限必要とされる予備率の電力が確保できる見通しとなったため、数値を設けない節電要請にとどまることになっています。このため、昨夏まで行ってきた節電対策を各企業で行うことが基本的な対応になるかと思いますが、過度の節電対策を講じることで、熱中症等により従業員の体調が害されることも懸念されます。今回は事務所内の温度と照度について、法令で求められる対策を取り上げましょう。

1.事務所衛生基準規則で定められている室内温度と作業場の照度

そもそも事務所や工場などの職場における環境・衛生基準については、労働安全衛生法にその定めがあります。具体的には労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則と事務所衛生基準規則に規定されており、事務所衛生基準規則に室内温度と作業場の照度については以下の基準が示されています。

室内温度	17度以上28度以下
作業場の照度	精密な作業：300ルクス以上 普通の作業：150ルクス以上 粗な作業：70ルクス以上

このように事務所内では、室内温度を17度以上28度以下に保ち、照度を作業ごとに一定基準以上にすることが努力義務とされており、労働者の心身の負担軽減等のためにも事業主としては積極的に守っていくべき内容となっています。

2.節電と事務所衛生基準規則の関係

節電が求められる状況では、室内温度を28度より引き上げることも考えられますが、その状況下では室内といえども熱中症等の健康被害を引き起こすことが懸念されます。このため、室内温度を28度より引き上げる場合には、WBGT値（暑さ指数）を活用したり、休憩場所を設置し、水分や塩分の摂取をさせたりすることが必要になります。

照度についても、節電を考慮すると低く設定することが考えられますが、精密な作業が求められる作業場では、やはり300ルクス以上であることが望ましいと確認されています。

3.オフィスでの節電対策

調査によるとオフィスビルでは、空調、照明、OA機器で約88%の電力消費をしており、室内温度や照度を調整することは節電効果が高いとされています。従業員が執務を行っている場所だけでなく、使用していない会議室や廊下等の消灯を徹底する、使用していないエリアは空調を停止するといった節電対策をとっていきましょう。

2013年度の夏季の節電要請期間等は、7月1日（月）から9月30日（月）までの平日（8月13日（火）から8月15日（木）を除く）の9時から20時になっています。特に13時から16時は需要の最大ピークになる傾向があるため、この時間帯を意識して節電をしていきたいものです。